

議案第 88 号

世田谷区子ども基金条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 26 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 基金の対象者を拡大する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区子ども基金条例の一部を改正する条例

世田谷区子ども基金条例（平成18年3月世田谷区条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区子ども・若者基金条例

第1条中「子ども及び子育て」の次に「並びに青年期の若者（おおむね18歳以上30歳未満の者をいう。）」を加え、「世田谷区子ども基金」を「世田谷区子ども・若者基金」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。